

補助メニュー	太陽光発電設備 (5.0kW以下の自家消費型)	蓄電池	高効率給湯器	コージェネレーションシステム
補助要件、運用等に係る要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定を受ける前に対象機器に係る契約、設置工事への着手等を行っていないこと。</li> <li>・補助金の交付は対象機器が設置されている住宅につき、その他の補助メニューを含めて1年度1回限り。</li> <li>・平時において、導入場所の敷地内で発電した電気の30%以上を自家消費すること。</li> <li>・オンサイト設置であり、発電した電気の自己託送を行わないこと。</li> <li>・設置する住宅に太陽光発電設備が設置されていないこと。</li> <li>・設置している住宅に当該太陽光発電設備以外のコージェネレーションシステム等の発電設備が設置されていないこと。また、事業終了後も設置しないこと。</li> <li>・FIT及びFIP制度の認定を受けないこと。</li> <li>・補助金の交付を受けて設置した対象機器により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・対象機器を設置する住宅については、補助対象事業実施後も建築基準法第20条に規定する基準を満たすこと。</li> <li>・補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(17年)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。(「30%以上を自家消費」など、その他の要件を満たし続けることを含む。)</li> <li>・対象機器の法定耐用年数の期間(17年)が経過する年度まで、市長の求めに応じて利用状況等について報告すること。</li> <li>・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定を受ける前に対象機器に係る契約、設置工事への着手等を行っていないこと。</li> <li>・補助金の交付は対象機器が設置されている住宅につき、その他の補助メニューを含めて1年度1回限り。</li> <li>・補助金の交付を受けて設置した対象機器により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・対象機器を設置する住宅については、補助対象事業実施後も建築基準法第20条に規定する基準を満たすこと。</li> <li>・補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(6年)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。(「J-クレジット制度への登録を行わないこと」など、その他の要件を満たし続けることを含む。)</li> <li>・対象機器の法定耐用年数の期間(6年)が経過する年度まで、市長の求めに応じて利用状況等について報告すること。</li> <li>・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。</li> <li>・太陽光発電設備の補助と併用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定を受ける前に対象機器に係る契約、設置工事への着手等を行っていないこと。</li> <li>・補助金の交付は対象機器が設置されている住宅につき、その他の補助メニューを含めて1年度1回限り。</li> <li>・設置する住宅に太陽光発電設備が設置されている、又は導入に併せて太陽光発電設備を設置すること。(FIT及びFIP制度の認定を受けても可)</li> <li>・補助金の交付を受けて設置した対象機器により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・対象機器を設置する住宅については、補助対象事業実施後も建築基準法第20条に規定する基準を満たすこと。</li> <li>・補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(6年)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。(太陽光発電設備の設置など、その他の要件を満たし続けることを含む。)</li> <li>・対象機器の法定耐用年数の期間(6年)が経過する年度まで、市長の求めに応じて利用状況等について報告すること。</li> <li>・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定を受ける前に対象機器に係る契約、設置工事への着手等を行っていないこと。</li> <li>・補助金の交付は対象機器が設置されている住宅につき、その他の補助メニューを含めて1年度1回限り。</li> <li>・設置する住宅に太陽光発電設備が設置されている、又は導入に併せて太陽光発電設備を設置すること。(FIT及びFIP制度の認定を受けても可)</li> <li>・補助金の交付を受けて設置した対象機器により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・対象機器を設置する住宅については、補助対象事業実施後も建築基準法第20条に規定する基準を満たすこと。</li> <li>・補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(6年)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。(太陽光発電設備の設置など、その他の要件を満たし続けることを含む。)</li> <li>・対象機器の法定耐用年数の期間(6年)が経過する年度まで、市長の求めに応じて利用状況等について報告すること。</li> <li>・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。</li> </ul>
機器要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値(共に小数点以下を切り捨てない値)のいずれも5.0kW以下であること。</li> <li>イ 未使用品(新品かつ発電していない品)であること。</li> <li>ウ 自家消費型配線であること</li> <li>エ 電力供給契約を締結していること。</li> <li>オ その他地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2(2)ア(ア)の交付要件を満たしていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 未使用品(新品)であること。</li> <li>イ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</li> <li>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</li> <li>エ 容量あたりの価格が次に掲げる金額以下の蓄電システムであること。</li> <li>(ア) 家庭用(4,800Ah・セル未満)の場合 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)</li> <li>(イ) 業務用(4,800Ah・セル以上)の場合 19万円/kWh(工事費込み・税抜き)</li> <li>オ 家庭用(4,800Ah・セル未満)の場合は「一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により機器登録されたものであること。</li> <li>カ 業務用(4,800Ah・セル以上)の場合は河内長野市火災予防条例(昭和37年河内長野市条例第21号)で定める安全基準を遵守すること。</li> <li>キ メーカー指定の環境条件に設置すること。</li> <li>ク その他地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に規定する交付要件を満たしていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 未使用品(新品)であること。</li> <li>イ 下記の「高効率給湯器の機器要件について」に適合すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 未使用品(新品)であること。</li> <li>イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に機器登録されたものであること。</li> </ul>

※これらの要件に違反したことが明らかになった場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。